特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（綾瀬市）

**１　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域におけるサービス種別ごとの事業所数が５事業所未満である場合**

※通常の事業の実施地域とは、各居宅介護支援事業所が運営規程に定め、市へ届け出ている通常の事業の実施地域を指します。

**２　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合**

**３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合**

**４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１月当たり平均10件以下の場合**

　※訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合には減算が適用されます。

**５　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合**

　**※利用者ごとに次の書類を提出してください。**

**・利用者から提出を受けた特定事業所集中減算における正当な理由に係る理由書**

**・特定事業所集中減算の算定に係る自己点検シート**

**・当該利用者に係る居宅サービス計画**

**・当該計画に係るサービス担当者会議の記録**

**・その他市が指定する書類（ケースに応じ個別に指定します）**

※利用者の希望とは、目標達成のため当該事業所を利用することにより、他の事業所によるサービスと比較し、高いレベルで目標を達成することができると認められる支援の内容を指します。従って、支援内容の評価を含まずに当該事業所を選択された場合は、特定事業所集中減算における「正当な理由」とはなりません。また、「知人が利用している」といった理由や支援内容の評価を行わずに事業所の選択が行われる場合は、「正当な理由」とはなりません。

　※利用者の希望を達成するため、複数の事業所でのサービス利用について検討されている必要があります。具体的に比較検討した事業所と評価の内容を明らかにしてください。なお、事業所は、当該事業所を含め３事業所以上を比較検討してください。

**６　その他正当な理由と市が認めた場合**